2024 年 2 月 29 日

『かんたんクラウド給与』をご利用のお客様へ
定額減税に関する対応方針についてのご案内

日頃より『かんたんクラウド給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。
2024 年（令和 6 年）6 月より所得税・個人住民税の定額減税が実施される見込みとなっております。
つきましては、定額減税の概要および『かんたんクラウド給与』に関する対応方針について、ご案内申し上げます。

1. 定額減税の概要

① 所得税

■給与所得者に対する定額減税のあらまし■

扶養控除等申告書を提出している給与所得者（いわゆる甲欄適用者）に対して、その給与の支払者が、2024 年（令和 6 年）6 月 1 日以後最初の給与等（賞与を含む）を支払う際に、源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行われます。

■定額減税額の計算方法■

控除対象者ごとの定額減税額は、「本人 30,000 円」と「同一生計配偶者と扶養親族 1 人につき 30,000 円」の合計額です。

■定額減税の控除対象者■

定額減税の対象となる条件は、以下のとおりです。

定額減税の計算の対象者	条件
本人	・令和 6 年 6 月 1 日現在、給与の支払者のもとで勤務していること ・給与等の源泉徴収において源泉徴収税額表の甲欄が適用されること ・居住者 ・令和 6 年の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下であること
配偶者	・扶養控除等申告書に記載された配偶者 ・同一生計配偶者 ・居住者
扶養親族	・扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族及び 16 歳未満の扶養親族 ・居住者

※定額減税の計算の対象となる同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます）のうち、合計所得金額が 48 万円以下の人です。
その際の社員本人の所得金額に上限はありません。

- 2024 年 6 月の定額減税控除開始時点では、社員本人の合計所得金額が 1,805 万円を超えると見込まれる場合でも、2024 年 6 月 1 日以後最初の給与等（賞与を含む）を支払う際の源泉徴収税額からの定額減税控除を行う必要があります。
- 扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者等および扶養親族を把握するために、「令和 6 年分　源泉徴収に係る定額減税のための申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申告書」が新設されました。

※上記が提出された場合のみ定額減税額に含めることが可能となります。ただし、提出せずに従来の扶養控除等申告書の内容にて月次減税を行ってもよいこととなっています。

※「令和 6 年分　源泉徴収に係る定額減税のための申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申

告書」は、以下では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」とします。

- 6 月の支給時に確定した定額減税額は、年末調整まで変更はできません。扶養等の増減があった場合は年末調整時に年調減税を行って、調整することになります。
- 減税額が年内の給与・賞与支給にて控除しきれない場合でも、翌年に持ち越しはできません。
- 詳細は国税庁ホームページの定額減税特設サイト等をご参照ください。
  （https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm）

② 個人住民税

2024 年（令和 6 年）6 月から減税の対象となる人（本人・配偶者・扶養親族）を合計して、1 名につき 1 万円を控除します。

例年どおり今年の 5 月頃に特別徴収通知書が届きますが、6 月分の住民税は 0 円となっていますので、減税額を差し引いた残額が 2024 年 7 月～2025 年 5 月までの 11 カ月で按分されています。

※端数分は、7 月に加算されます。

【総務省：個人住民税の定額減税（案）に係る Q&A 集】

<https://www.soumu.go.jp/main_content/000926356.pdf>

2. システムの対応方針について

① 所得税

2024 年（令和 6 年）6 月開始の月次減税につきましては、5 月下旬のリリースにて月次減税処理の対応を行う予定です。

リリース時期	リリース内容
5 月下旬	・月次減税処理の追加 定額減税の算出（月次減税額・定額減税の計算の対象人数） 各人別控除事績簿の出力 ・明細書印刷（控除される減税額の印字）

なお、『かんたんクラウド給与』は、扶養控除等申告書などの各種申告書の出力機能がないため、新設の申告書の印刷対応は行いません。

年末調整時の年調減税は、11 月の「令和 6 年分年末調整対応版」で同時に行う予定です。

②個人住民税

特別徴収通知書の金額を入力する運用となるため、システムとしての対応はありません。

ただし、6 月支給の給与で住民税が 0 円になる都合上、例年とは異なる入力方法となりますので、入力方法についてはご提示します。

3. 事前作業の準備について

定額減税に関する作業を開始するまでに、定額減税の計算の対象者（配偶者・扶養親族等）を把握しておく必要があります。（所得税の控除をするための扶養人数とは異なるためです。）

すでに手元にある「令和 6 年分扶養控除等申告書」を元に把握しても制度上問題ありませんが、そこに記載されていない同一生計配偶者等を定額減税の計算の対象者に含めるためには、新設の「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」の提出が必要です。

以下の 3 つのケースで事前に把握方法のご検討をお願いします。

<ケース 1 >

手元にある「扶養控除等申告書」のみで把握する。

<ケース 2 >

源泉控除対象配偶者の所得の見積額・16 歳未満の扶養親族等の記載漏れに注意し「扶養控除申告書」を再度配布・収集する。

<ケース３>

「扶養控除申告書」を把握した上で、扶養控除申告書に記載されていない同一生計配偶者等の把握の為に「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を配布・収集する。

※「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」による把握は、6 月開始の月次減税時点では必須ではありません。配偶者・扶養親族が含まれなかった場合でも、年調減税で調整可能です。

4. その他

- 詳細な運用手順等は、3 月下旬予定でご提供いたします。
- 給与・年末調整以外のシステムについては、現時点で詳細が明確になっておりませんので、明確になった後に改めてご案内します。

以上